

平成 28 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 2 日」	
*	開会年月日時 平成28年8月30日 午前10時00分
*	閉会年月日時 平成28年8月30日 午後 3時14分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんおはようございます。議員各位におかれましては、台風の影響により雨の中、ご出席いただきまして大変ご苦労様でございます。台風10号が東北地方に上陸という報道があります。大きな災害が起こらないことを願うものであります。本日は会期2日目、議案質疑でございます。よろしくご審議を申し上げたいと思います。</p> <p>ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これから平成28年第3回小海町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p>
<u>議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。</p> <p>なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構でございます。</p>
<u>議案の上程</u>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案の質疑・付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。</p>

<u>日程第1 議案第35号</u>	
議 長	<p>日程第1、議案第35号 「小海町農業委員会の委員の定数等を定める条例の制定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第2 議案第36号</u>	
議 長	<p>日程第2、議案第36号 「特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第3 議案第37号</u>	
議 長	<p>日程第3、議案第37号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第4 議案第38号</u>	
議 長	<p>日程第4、議案第38号 「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第5 議案第39号

議 長	<p>日程第5、議案第39号</p> <p>「平成28年度小海町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、各款または各項目ごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p style="padding-left: 40px;">12款 分担金及び負担金 7ページ上段</p> <p style="padding-left: 40px;">14款 国庫支出金 7ページ下段</p>
7番議員	<p>国庫補助金の農林水産費補助金6目ですが、農林振興費補助金これは支出の方にも関係があるんですが、経営体育成支援事業補助金で300万円ミニトマトのハウスの建設補助ということで、支出の15ページにもありますが、これは誰が作るのか教えてください。</p>
産業建設課 長	<p>農業ハウスの設置は誰がやるかということですが、八那池の方で現在もハウスでトマトを栽培していますが、もう一つハウスを作るといことです。</p>
7番議員	<p>名前は分りますか。</p>
産業建設課 長	<p>小池浩二さんです。正彦さんの息子さんです。</p>
7番議員	<p>補助率は何%ぐらいですか。</p>
産業建設課 長	<p>10分の3の補助で上限が300万円でございます。</p>
議 長	<p style="padding-left: 40px;">15款 県支出金のうち</p> <p style="padding-left: 80px;">県補助金 8ページ上段</p> <p style="padding-left: 80px;">県委託金 8ページ中段</p> <p style="padding-left: 40px;">17款 寄付金 8ページ下段</p> <p style="padding-left: 40px;">19款 繰越金 9ページ</p> <p>【歳出】</p> <p style="padding-left: 40px;">2款 総務費のうち</p> <p style="padding-left: 80px;">1項 総務管理費 10ページから11ページ上段</p>

2 番議員	10 ページの 4 目の企画費についてお尋ねします。この項目には町制施行 60 周年記念事業の補正がなされている訳でございますが、3 月の定例会にいただいた資料によりますと歌謡ショー等につきましては需用費というものが計上されていましたが、今回のこの補正に載せてきた理由、旅費等々の説明をお願いいたします。
総務課長	60 周年事業、ただ今準備中でございます。向こう側プロモーターとの調整の中で新たに当初は想定しておりませんでした公演スタッフ旅費、それから著作権料等が発生するという、それから公演に関するチラシ作製が必要であろうということが新たに判明したということでございます。基本的には舞台セット、その他 300 万円ほど当初予算で確保してございますが、ステージ費用、こういったものが必要になるのか確定していないということも含めまして、不足分のみ予算をお願いするという内容でございます。大変恐縮ですがよろしくをお願いいたします。
9 番議員	ただ今の企画費の中の、町制施行 60 周年記念事業ということで前にも質問したんですが、いまいちこの 60 周年記念事業ということが町民の中に浸透していないというか、なんとなく盛り上がり欠けるような気がします。そのことと、また改めて意義ということと町民への周知をどのようにしていくか、その辺りをお願いいたします。
総務課長	60 周年を迎えて 10 月 2 日には記念式典その他、9 月には敬老会集合開催をする等、それから各種イベントについても上乘せで豪勢というか、色を多少つけてあるということでやってきております。盛り上がり欠けるというご指摘でございますが、そういったことがあるとすれば大変残念なことでございますので、今後広報も含めて強化をしてみたいと思います。やはり 60 周年、人間であれば還暦ということで、これは一つの節目として、町民の皆様若い方からお年寄りまで皆で祝って、60 周年を祝うということは必要であろうということで予定しております。
10 番議員	財産管理費の公有財産購入費の件で、県道川上佐久線ということで町購入分の予算が載っていますが、これとの関連で県の取得用地の中に現在住宅があるということですが、その辺はどのようになるのかという点を伺いたいと思います。
産業建設課長	住宅用地がございまして、その住宅の取り壊し等を全て補償して、現在取り壊すということで進めております。県の方で住宅の取り壊しをして補償し、道路敷を購入、残地だけ町で購入するというところでございます。

10 番議員	その辺は分りますが、壊す方はいつも住んでいないようですが時期になれば帰ってくるということで、その方たちがどうなるのかということをお聞きしたいと思います。
産業建設課長	この建物の所有者は主に神奈川県の方に住んでおまして、夏場だけこちらの本村に来て過ごしており、お独りでございます。今回取り壊すにあたって交渉していく中で、佐久市の方へ新たに空き家を購入し、そちらに住むということで話が進みましたので契約が出来たという経過でございます。
3 番議員	町制施行 60 周年記念事業著作権使用料というのは、こういったイベントに著作権が支払われるのでしょうか。
総務課長	森昌子ショーを 2 回公演で予定しております。その歌う楽曲について本人が歌う訳でございますが、音楽著作権が発生するということで、それは町側負担であるということです。いわゆるプロモーターへの支払いの報酬の中には入っていないということで必要になる、これは音楽堂等で音楽を使用する場合と同様、著作権料が必要になるという内容でございます。
2 番議員	先程の質問で総務課長の答弁が上手なのでうっかり「はい」と言っちゃいましたが、頂いた 3 月の定例会の説明資料には、この森昌子の歌謡ショーですが、確かこの歌謡ショーの説明のところでは 540 万円しか載っていませんでしたが、頂いた 3 月の資料の時には 300 万円需用費が入っておりまして、今回また追加で旅費とか需用費が出てきている訳ですが、この 3 月に頂いた資料では企画費の中に 300 万円が入っているということで解釈してよろしいのでしょうか。頂いた説明資料の 60 周年記念事業、大洗町のバンドとかそういったものが各項目ごとに明細が出てきて、今回若干需用費が 8 万円程増えています。我々が頂いた説明資料の中では、歌謡ショーはただ 540 万円だけと載っていたのが、予算で分けていなかった訳ですが、需用費の中で 300 万円載っていたのが要らなくなったのかと思っておりましたが、今回こういったかたちで出てきたということ、その説明をお願いします。
総務課長	当初予算の段階で森昌子ショーにつきましては、需用費で 300 万円、役務費で 540 万円という 840 万円の事業費でございました。この役務費につきましては出演料でございます。500 万円プラス税というかたちで想定したものでございます。需用費の 300 万円につきましては、この公演を行うにあたって必要と思われる例えばステージの機材セット、電気導入等なかなか実際やってみないと分からないという部分がございます。300 万円という概算の数字で予算を計上して、現在調整中という中身でござ

	<p>います。その他に告知用のチラシ費用等 52 万円、これは具体的に現実化してきたものでございます。300 万円の中に含まれるのではないかということも加味される訳でございますが、金額が大きくて現段階では向こうのプロモーターと調整中であるということも含めまして、会場設営にどの程度お金がかかるのかまだ確定しないということでございますので、追加費用で判明した分について今回予算計上させて頂いているという状況でございます。それから 540 万円の役務費の中で当然バンド、スタッフも含まれるという当初の考えでございましたが、交渉の中で、スタッフの旅費については別扱いであるということが判明したという関係もございまして、今回旅費で 60 万円、30 人分でございますがお願いしているという状況でございます。</p>
2 番議員	<p>金額がどうのこうののではなくて、私が申し上げたいのは予算説明資料の中で 60 周年の内訳が何がこうであると載っていて、その時には歌謡ショーは 540 万円だけしか載っていなかった、だからこの 300 万円の事業費は企画費全体の中で 300 万円が入っているのかどうか、かかる費用ですからステージなどの設置など未知なものがあるからこれからまた追加補正で出てくるとは思いますが、その辺のところでは企画費全体の中でこの 300 万円が入っているのかどうかということをお聞きしたい訳です。</p>
総務課長	<p>言葉足らずで申し訳ございませんでした。企画費の中の需用費としまして記念式典、タイムカプセルを含めて 240 万円、大洗町のマーチングバンド関係で 8 万円それから歌謡ショーで 300 万円という内訳で当初予算に計上してございますので、企画費の中の歌謡ショーとして 300 万円当初見込んであるという実情でございます。540 万円の役務費、いわゆる出演料だけではない、歌謡ショーには当初から 840 万円かかるという内容の予算組になっていたということでございます。</p>
議 長	<p>【歳出】</p> <p>2 項 徴税費 1 1 ページ下段</p> <p>3 項 戸籍住民登録費 1 2 ページ上段</p> <p>5 項 統計調査費 1 2 ページ中段</p> <p>3 款 民生費のうち</p> <p>1 項 社会福祉費 1 2 ページ下段から 1 3 ページ上段</p> <p>2 項 児童福祉費 1 3 ページ中段</p>
9 番議員	<p>1 目の保育所費で臨時保育士の増ということで、未満児が 3 人増えるという話をお聞きしたと思いますが、全部で未満児は何人になるかお願いします。</p>

子育て支援課 長	未満児は現在 2 歳児、1 歳児、0 歳児、全部で 26 名おりますが、後 0 歳児が 3 名加わるというかたちで、後半スタートしていくということであります。
9 番議員	また委員会の中でやればいいのですが、部屋などはどのようになっているのか、その辺りをお願いします。
子育て支援課 長	今 2 歳児、1 歳児については裏棟で保育をやっていて、0 歳児については表棟事務室の横に今年から部屋を設けまして、0 歳児用にさせていただき、昨年ですが改修工事をさせていただいた中で対応しております。
議 長	4 款 衛生費のうち 1 項 保健衛生費 1 3 ページ下段から 1 4 ページ上段 2 項 生活環境衛生費 1 4 ページ下段 5 款 農林水産費 1 5 ページ
3 番議員	地産地消事業費、冬野菜を目的にということでしたが、どの程度まで具体的に話が進んでいるのかお聞きしたいと思います。
産業建設課 長	具体的にどこまで進んでいるのかということですが、これから始めていきたいということですが、内容的には南相木村に細井さんという方がいまして、その指導を頂きながらほうれん草、小松菜、ターサイ等冬が旬な野菜を、骨組みだけで使用していないハウスにビニールを 35 万円で買わせていただき、それを借り試験的に研修施設としてやっていきたいと考えております。小海町と直売所の会共同でやっていき、そこで研修をしながらぜひ町民で空いているハウスを利用し冬野菜を栽培して、12 月から 3 月ぐらいまで直売所へ冬野菜を出して頂き、地産地消の推進、直売所の活発化に努めていくことで、研修施設的に借りるということ今、考えているところがございます。
議 長	6 款 商工費 1 6 ページ上段
7 番議員	ポイントシステムの構築ということで昨日説明を受けましたが、よくわからないので改めて聞く訳ですが、この資料の中で小海 P ねっと協同組合が運用し、小海 P ポイント検討委員会があり各店舗、小海町健康促進事業、佐久病院、ボランティア、観光イベント、新規ポイント事業予定者など組織の中でやっていくということですが、今までのシールをカードにするということも言われましたが、そのカード発行にあたってどのようなかたちにしていくのか、またそのカードによって利用者がどのくらい恩恵を受けるのか、病院へ雇ってもポイントが貯まって利点があるのか、その辺りがまだ理解出来ないのので説明をお願いしたいと思います。
産業建設	少しお時間を頂き説明したいと思います。まず主催は P ねっと協同組合

<p>課長</p>	<p>で実行して頂き、現在 200 円買い物すると 2 円の P シールが 1 枚ついてきて、P シールを集めて商品に換えられたりしますが、それをカード化でやっていきたいということです。イメージ的に申し上げます。このシステムを作るにあたって主に 3 つ必要なものがあります。まず、カードでございます。今までシールだったものをカードにします。カードは紙でもプラスチックでもいいのですが、1 枚 5 円から 10 円のものに、ここが特徴になりますが QR コードというものを入れます。QR コードというのは、黒と白のバーコードがありますがそれを真四角にしたもので、よく携帯で読み取る時に使うもので、その QR コードを入れたカードを使うこととなります。カードの中にポイントが貯まったり、ポイントを使ったり、その QR コードを読み込むことによってコンピューターと繋がることとなります。お店の方ですが病院とか増やしていきたいのですが、当面は P ねっと協同組合に 80 店舗近く加盟しておりますが、その店に置くもの、これがまた特徴ですがタブレットでいいということでもあります。これが今までとは違い、技術が進んできたということで、今まではコンピューターに接続するには電話線利用しカードリーダーを置かなければならず、そのカードリーダーも 15 万円くらいしますし、電話線を繋ぐにも費用がかかった訳ですが、今度一番のコンピューターと繋ぐのは携帯、タブレットの通信で行うということとなります。今言ったタブレットが一台あればよく、利用者は QR コードが入ったカードを持って買い物に行きます。お店はカードを読み込むとその人のカードの情報がコンピューターにいつて情報がすぐわかる、その中でポイントを与えたりポイントを使って買い物ができる、そうすることによってその人のカードのポイントが減ったり増えたりするというのが今回の一番の特徴となります。一番のパソコン、サーバーをお借りするか買うのかこれからになりますが、お店は通信で繋がりますので管理が簡単にできてしまうということでございます。それで、管理する事務局がインターネットに接続すると管理できることとなります。具体的に今度はお金のやり取りですが、お金は別途済ませてもらいそれとは別にポイントはポイントで与えたり、貰ったりするということとなります。簡単に言えばポイントを利用者がもっている場合は、カードを読み込んでもらってお店の人が 10 ポイント加えてやると利用者のカードに 10 ポイント貯まります。利用者が使用したい場合はカードを出して「100 ポイント使いたい」と言うと、お店の人が「100 ポイント使います」とやると利用者のカードのポイントから 100 ポイント減り、100 円でやるかいくらでやるかは今後検討することとなりますが、値引きになるというやり取りとなります。今度お店側</p>
-----------	--

	<p>になります。ポイントを与えるには現金が伴います。お店自身もカード、通帳があると思ってもらえればいいのですが、お店用の通帳がありその通帳に一端ポイントを買っておく訳です。これは事務局の方に10,000ポイント買います、例えば1ポイント1円、1万円で買います。お店用のタブレットの中にお金を払うことによって10,000ポイント貯まります。そしてその10,000ポイントを使ってお客さんに10ポイント与えるとお店のポイントが減っていくということになります。パソコン、サーバーで管理することになり、お店自身もいわゆるポイントの通帳を持っていて、それも全部通信で出し入れが出来ることになります。そういった仕組みでカードとタブレットでやり取りがすべてできることになります。今はカードではなくPシールで行っている訳ですが、タブレットは5年・10年で買い替えなくてはなりません、アプリケーション、いわゆる携帯におとすアプリケーションで動く仕組みなので、そのソフトはずっと使用できます。ただ機械的なもの、お店に置くタブレットですが、安いものは1万円高いものは10何万とありますが、今のところ5万円位のものを見込んでおり、それは5年・10年は持ちますので維持管理的にも今後買い替えるといってもそんなに金は掛からないという見込みは立っております。なるべくお店にポイントを買ってもらって「カードを利用してもらえればポイントがつかますよ」という宣伝をしながらなるべくカードを持ってもらって、買い物をしたり利用したりと活発にしていくということをございます。以上です。よろしくお願ひ致します。</p>
7 番議員	<p>委員会でまた詳しくまた説明してもらえればいいと思いますが、このカードは各家庭で欲しいだけもらえるかということと、今、Pねっと協同組合が商工会でやっているのかわかりませんが、店屋で使うポイントの現金のやり取り、管理は何処でやるのかということ、2,500万円予算をとってある訳ですが、店用のタブレットを全部この費用の中で買って与えるという解釈でいいのか、あまり詳しくここで時間は取れませんので、その辺を分ったら教えてください。</p>
産業建設課長	<p>今の予定ではカードは無料で、観光客も含めて希望者には全員に配れるということになります。管理はPねっと協同組合で事務局は商工会になりますので、サーバーを何処に置くかによりますが、パソコンが繋がる場所ならばいいので商工会の事務局でやるようになろうかと思ひます。全部で2,500万円、今言ったタブレット、パソコン、アプリケーションソフトも全部含めてこの金額の中でできるだろうと、今のところ予定しております。</p>

7 番議員	補助率はどの位になりますか。
産業建設課長	2分の1の補助でございます。
6 番議員	関連でこの説明していただいた件でございますが、コンピューター化された世の中であって、理論上は簡単にできるということは分りますが、実際にこれを運用していくとなると相当の負担が掛かってくると思います。こういったことが先行事例としてすでに実施されているところがあるのか、こういったポイントとかいろんなものはそれぞれ大手のお店がそのお店独自のものではいっぱい普及している訳ですが、こういった地域が総ぐるみになって、それぞれの商店が加わったようなこういった事例があるのかどうなのか、それから今ここで補助ということですがこれを補助した後、今後維持管理、保守といった費用が町側に掛かることがあるのかどうなのか、2つ聞きたいと思います。
産業建設課長	ポイントカードの事例はいろいろありますが、タブレット、スマートホンのアプリケーションを使った事例はソフトが出来たということで見積頂いた会社の事例はあるかと思いますが、具体的には調査していない訳ですが、小海町の場合は商店に限らず広くいろんなところにポイントを付加して、利用の普及を活発化したいということです。事例的にはそんなに多くないと考えております。維持管理につきましては今後Pねっと協同組合の運営の中の経費ですべて賄っていきたいと、ポイントの手数料等をどうするのか、今後考えていく内容になります。今後維持管理費等で町が負担する事はないように進めていくという予定でございます。
6 番議員	将来的に町の負担はないということでございますが、そういうことであれば一つの区切りかもしれません、補助するだけでここで単発で終わってしまうということになろうかと思えます。もう1点お聞きしたいのですが、昨日頂いた資料の中の3ページで、いろんな具体的な構成事業者ということで団体名等載っている訳ですが、これに関して事前にある程度こういったことを実施しますよという了解は得られているのか、お聞きしたいと思えます。
産業建設課長	申し訳ございません。これはイメージ図ということで、了解をとっていないところが多いかと思えます。よろしく願います。
6 番議員	例えばこういったところに病院なんかもある訳でございますが、ここで健康関連事業ということで、いわゆる保険診療とは別の部分であるからそれだけであればいいのですが、先ほどのやり取りの中では病院へ雇った場合もということもありましたが、私の認識する範囲では健康保険法の決まりの中では、医療費に対してポイントとか、あるいはそういった

	減免措置が行われることは、いろんな制約があってかなり難しいと思いますが、その辺はどのように認識しているか伺います。
産業建設課長	これから一番の主催でありますPねっと協同組合への補助をして、当然町も関わってきますが、一緒に作り上げていくという中でございますので、これから細かい問題等をクリアしていきたいと、ただなるべく広くポイントを扱えるところを作っていくいきたいという気持ちはございます。
10番議員	ただ今の件ですが、ポイントシステム構築費補助ということで24,800千円となっておりますが、ポイントシステムの構築は誰がやるのか、どこへ発注するのか、発注者は町なのかPねっと協同組合なのかということと、どこの業者にやらせるのかという含みがありましたら、伺いたいと思います。
産業建設課長	これはPねっと協同組合が主体ですべて進めるということになりますので、町は補助をしてPねっと協同組合が発注するということになります。見積は今1社とっておりますが、こういった業者が多数あればいろんなところに調査見積をいただきながら、良いシステムを選んでいくということになります。Pねっと協同組合が主催でやるということになります。以上です。
10番議員	組合がやるということであればいろんな点はまた組合で考えていただければ結構ですが、問題はこういったシステムは作れば終わりということではないということでありまして、後々のシステムの管理といった点でも組合はそれなりに考えておられると思いますが、こういった部分でもできれば地域振興に役立つような点も踏まえてシステム構築の技術も町内でもある訳ですから、検討していただくということも役場の方から一声掛けていただくのは重要であると思いますがどうでしょうか。
産業建設課長	一番の目的自身がそういった地域の繋がりをポイントを通じて広めていきたいと思います。「健康ボランティアお買物ポイント制度」という内容でございますので、そういう趣旨をPねっと協同組合に伝えながら、共にいいものを作っていくしたいと思います。
議長	7款 土木費 16ページ下段から17ページ上段
5番議員	道路維持費の中の町内道路の支障木伐採業務ですが、これは場所の選定というのはどのようにやっているのでしょうか。
産業建設課長	各区からの要望を頂く中と、私たち職員が歩いてみて支障があると判断したところで、順次やっていきたいということでございます。
5番議員	もしそういったところに入っていないというところがあれば、また相談に乗って頂けるということですか。

産業建設課長	原則所有者がやって頂くということですが、道路敷で将来的に危険というところは最終的に町がやらざるを得ないので、要望を頂きながらまた現場を見ながら、今年に限らず計画的にやっていきたいと考えております。
10番議員	道路改良舗装費で国の交付金、小倉原の関係での減額がここに載っており、それも含めて集落内舗装というかたちで一般財源を入れているのですが、そうすると小倉原線との関連はどのようになっていくのかという点を伺いたいと思います。
産業建設課長	申し訳ありません。その工事請負費の中に財源振替ということで記載をすればよかったですのですが、小倉原線当初 50,000 千円工事費をとってありまして、国庫補助 2 分の 1 で 25,000 千円、過疎債で 25,000 千円ということでしたが、道整備交付金がやっと 8 月頃内示が来まして、ここに書いてありますように 6,189 千円減になってしまったということで、そういった中で小倉原線はあと 50,000 千円かければ道はつながるといことなので事業費は変えないで行いたい、国庫補助だけ 25,000 千円から 6,189 千円を引きまして 18,811 千円の国庫補助を頂きながら、過疎債はそのままで 25,000 千円、一般財源の 6,189 千円を充てまして工事を実施したいということでございます。国庫補助減額した分一般財源を充てて、一般財源で当初の通り事業は行うということでございます。
10番議員	改めて確認のようで申し訳ありませんが、小倉原線の 50,000 千円の事業費は変わらないということですが、そうするとどこまで出来るということか改めて説明をお願いします。
産業建設課長	50,000 千円、これで広域農道が始まったところまでつながるといことになります。ただあと 20,000 千円ぐらいですが、最後の全線の舗装が残っています。それにつきましては、追加要望をしておりますが、追加要望がつかなければ 29 年度の当初で行い、今度の 50,000 千円は広域農道までつながるといことになります。
7番議員	先程の支障木のことで続けてお聞きしたいと思いますが、一般財源でとってもらって 2,000 千円でということですが、町内見回しますと町道とか集落の道は一般財源で町が行うべきだと思います。県道、国道沿いの支障木が大変目につき、中には危険などこともあるということで、これは建設事務所の管轄だと思いますので、町で行うのもいいんですが、できるだけ県・国から補助をもらうというかたちで積極的にやっていてもらいたいと思いますが、いかがですか。
産業建設課長	おっしゃるとおりだと思います。いずれ国・県が本来管理するということですが、県の方は本当に危険なところはやるようでございますが、景

	<p>観が悪いからということでは、中々事業はしないのが現状でございます。草刈りもそうですが、本来県が管理するところでございますので景観整備も含めて強く要望していきたいと思っております。</p>
7 番議員	<p>強くよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>8 款 消防費 1 7 ページ下段 9 款 教育費のうち 2 項 小海小学校費 1 8 ページ上段 3 項 社会教育費 1 8 ページ中段 4 項 保健体育費 1 8 ページ下段</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございませぬか。</p>
10 番議員	<p>各課の中で番号制度総合運用テストという予算が組まれていますが、これは誰がいつ頃どのように行うのか、という点をそれぞれ伺いたたいと思ひます。</p>
総務課長	<p>番号制度につきましては戸籍住民登録費、それから社会福祉総務費、衛生費にもあるということで、番号制度カード交付事務等順調に進んでおりますが、国においていろいろなトラブルも起きているというのが実情でございます。実際に国との情報連携が開始されますのが、29 年の 4 月 1 日ということでございまして、それまでの間、これは国と地方の情報連携でございます。それまでの間に何回か運用テストをするというのが今回の事業費でございます。これにつきましては委託先であります(株)電算と国の J lis 地方公共団体情報システム機構との間で具体的に見本のデータを作ってやり取りをすると聞いております。ただ実際に実務上どうやるかというのは中々厳しいものがございまして、来年の 29 年の 7 月 1 日には地方公共団体間でも連携が開始になるということで、本格運用が開始されるということでございまして、それまでにテストを何回か繰り返して今までであった容量不足によるダウンですとか、そういったことがないかどうかというテストを何回か重ねてやるということでこういった事業費になっております。基本的には 10 分の 10 もしくは 3 分の 2 というような補助で国においても措置したということでございまして。これから何回か業者間での委託によりまして運用テストをするという内容でございます。</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。 ここで、11 時 10 分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(とくに 10 時 54 分)</p>

日程第 6 議案第 4 0 号

議 長	休憩前に引続き会議を再開します。 (ときに 11 時 10 分)
議 長	<p>日程第 6、議案第 4 0 号 「平成 2 8 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で各款ごとに行ないます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【歳入】</p> <p>3 款 国庫支出金 4 ページ上段 1 0 款 繰越金 4 ページ下段</p> <p>【歳出】</p> <p>1 款 総務費 5 ページ上段 1 1 款 予備費 5 ページ下段</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)</p>
議 長	これで質疑を終わります。

日程第 7 議案第 4 1 号

議 長	<p>日程第 7、議案第 4 1 号 「平成 2 8 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>1 款 保険料 4 ページ上段 8 款 繰入金 4 ページ中段、下段 9 款 繰越金 5 ページ</p> <p>【歳出】</p> <p>3 款 地域支援事業費 6 ページ 5 款 諸支出金 7 ページ</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
日程第 8 認定第 1 号	
議 長	<p>日程第 8、認定第 1 号</p> <p>「平成 27 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、各款または各項ごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
議 長	決算説明資料 1 ページから 12 ページ
2 番議員	3 ページの性質別決算統計で普通建設事業費が当初予算と比べるとかなりの金額、26 年度もそうでしたが、決算統計の資料に基づいた数字かと思われませんが、当初予算と比べるとかなり普通建設事業費が増額になったのは何故ですか。
総務課長	<p>決算統計の結果によります普通建設事業費いわゆるハード分でございます。住宅建設それから北牧楽集館の工事等 27 年度多く行われたということございまして、770,000 千円という決算になった結果でございます。個別具体的には補正予算で措置した分もございまして、26 年度と比べて 260,000 千円増えたというのが実情でございます、道路関係でもだいぶ増額になった部分があるという内訳になったと思われまして。</p>
10 番議員	3 ページの物件費の内訳が知りたいのですが、資料の中にあつたら教えて頂きたいと、ないようでしたら資料としてお願いしたいと思います。
総務課長	物件費の内訳は特にお示ししてございません。取りまとめたものを何らかのかたちで調整する必要がございますので、後ほど何らかのかたちで情報提供させていただきます。
議 長	<p>【歳入】</p> <p>1 款 町税 13 ページから 16 ページ中段</p>
7 番議員	13 ページの町民税の個人の滞納繰越ということで、未済額が 7,824 千円程あり、前年度は 8,812 千円で若干減ってきておりますが、この未納額の中から不納欠損で 6 万円程ありこちらに移行する恐れのものがあるのか、あつたら教えて頂きたいと思えます。
総務課長	不納欠損の方につきましては所在不明者が 2 名いるということございまして。基本的には執行停止をかけて 5 年経過で不納欠損処理というかたちになりますので、簡単に申し上げますと課税が残り 4 年分ある方もい

	て、この程度の不納欠損が今後も若干続く恐れがあるという状況でございます。																											
7 番議員	左の表から右の表に欠損処理しなければならないのがどのくらいあるのか、まだつかめないということですか。																											
総務課長	細かく申し上げなくて恐縮でございましたが、現在 65 名の方が未納であり、また現年で未納者が 50 名おりますのでこれらを合わせたものが実人員になってくる訳ですが、それらの中でいわゆる不納欠損にする方については所在不明 2 名、27 年度末で不納欠損処理いたしました。他の方については不納欠損ということではございませんので、この 2 名が 6 万円程ですが今後も執行停止をかけておりますので、毎年 6 万円程度のもので今後続く恐れがあるという意味でございまして、他に今後死亡ですとか相続放棄とかそういった案件があればその時点で不納欠損処理をせざるを得ないという部分が出てきます。現在の見込みではそういった状況であるということでございます。																											
議 長	<table border="0"> <tr> <td>2 款</td> <td>地方譲与税</td> <td>1 6 ページ下段から 1 7 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>3 款</td> <td>利子割交付金</td> <td>1 7 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>4 款</td> <td>配当割交付金</td> <td>1 7 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>5 款</td> <td>株式等譲渡所得割交付金</td> <td>1 8 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>6 款</td> <td>地方消費税交付金</td> <td>1 8 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>7 款</td> <td>ゴルフ場利用税交付金</td> <td>1 8 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>8 款</td> <td>自動車取得税交付金</td> <td>1 9 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>9 款</td> <td>地方特例交付金</td> <td>1 9 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>1 0 款</td> <td>地方交付税</td> <td>1 9 ページ下段</td> </tr> </table>	2 款	地方譲与税	1 6 ページ下段から 1 7 ページ上段	3 款	利子割交付金	1 7 ページ中段	4 款	配当割交付金	1 7 ページ下段	5 款	株式等譲渡所得割交付金	1 8 ページ上段	6 款	地方消費税交付金	1 8 ページ中段	7 款	ゴルフ場利用税交付金	1 8 ページ下段	8 款	自動車取得税交付金	1 9 ページ上段	9 款	地方特例交付金	1 9 ページ中段	1 0 款	地方交付税	1 9 ページ下段
2 款	地方譲与税	1 6 ページ下段から 1 7 ページ上段																										
3 款	利子割交付金	1 7 ページ中段																										
4 款	配当割交付金	1 7 ページ下段																										
5 款	株式等譲渡所得割交付金	1 8 ページ上段																										
6 款	地方消費税交付金	1 8 ページ中段																										
7 款	ゴルフ場利用税交付金	1 8 ページ下段																										
8 款	自動車取得税交付金	1 9 ページ上段																										
9 款	地方特例交付金	1 9 ページ中段																										
1 0 款	地方交付税	1 9 ページ下段																										
10 番議員	地方交付税ですが対前年比で 64,000 千円の増ということですが、どのように見ているか説明をお願いします。																											
総務課長	前年対比で 64,000 千円の増ということでございますが、普通交付税で 69,000 千円増、特別交付税で 4,800 千円減ということでございます。普通交付税が大きく伸びているということでございますが、地方創生に伴い人口減少対策費というかたちでのいわゆる普通交付税の算入額が約 1 億円あったというものが大きく伸びた要因でございます。過去の経過もお示ししてございますが、総額ベースで、25 年 1,826,000 千円、26 年が 1,779,000 千円とちょっと下がって今回 1,844,000 千円と上がったと、ちょっと不安定な動きが続いているという状況でございます。																											
議 長	<table border="0"> <tr> <td>1 1 款</td> <td>交通安全対策特別交付金</td> <td>2 0 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>1 2 款</td> <td>分担金及び負担金</td> <td>2 0 ページ中段から 2 2 ページ</td> </tr> </table>	1 1 款	交通安全対策特別交付金	2 0 ページ上段	1 2 款	分担金及び負担金	2 0 ページ中段から 2 2 ページ																					
1 1 款	交通安全対策特別交付金	2 0 ページ上段																										
1 2 款	分担金及び負担金	2 0 ページ中段から 2 2 ページ																										
7 番議員	21 ページの保育料の未納の関係ですが、4 名ほどで 29 万円程ありますが																											

	回収の見込みはどうなっているのですか。
子育て支援課 長	昨年度は4名の内1万円回収ができたところではありますが、毎年督促等連絡を取りながら計画を立てて頂いている訳ですが、できるだけ多く徴収できるよう努力していきたいと思っております。
7番議員	この4名のお子さんは今保育園にいないという解釈でいいですか。
子育て支援課 長	現在保育園に通っているお宅はありません。古いものと平成9年からという方もいらっしゃいますので、できるだけ声を掛けながら回収に努めていきたいと思っております。
7番議員	20年も前ですか。そうは言っても時効にならないよう請求をして、保育料については町長一生懸命取り組んでいるので、回収できないことのないようお願いいたします。
議 長	13款 使用料及び手数料 23ページから26ページ
10番議員	2節のあゆみ園の使用料ですが、利用者が減っているという報告でしたが、減る原因とかあゆみ園に対してどのように考えているのかお聞きしたいと思えます。
町民課長	あゆみ園そのものの利用者の人数というのは増えております。ところがここで挙げております使用料につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を財源とする児童で、という言葉がいいかと思えますが、1日8,250円報酬となる制度がある訳でございます。制度に載っているお子さんの数が減っているということでもあります。児童については町村の方で判断し、これは国の対象ということもできますが、それには客観的な材料としまして、例えば児童相談所から療育手帳を交付してもらおうとか、特別児童扶養手当をもらうというものがあります。まだ2歳くらいのお子さんを保健師がいろいろ相談を受ける中で、児童相談所から療育手帳を交付してもらって下さいということが、やはり親御さんにとってみれば何とも致し方ないような、したくないようなということもございまして、こういったケースの場合は、各町村の単独費として1日3,000円という金額でお預かりしている経過がございます。そういった国の制度に則った方の数が激減して、それぞれの町村の単費で見ると多いというところで8,250円と3,000円との差額、やはり大きく使用料が減になっているというのが実情でございます。
10番議員	予算的には制度外の部分もあってこのような数字になるということですが、前年と比べてなく申し訳ありませんが、そうなるとその上の実人員21人延べ331人ということですが、これは予算の範囲の人数なのか、それとも制度外の数も入っているのかという点だけお伺いしたいと思います。

町民課長	<p>歳出のところを見て頂きたいと思いますが、74 ページをお願い致します。ここで欄外の説明欄ですが、延べ利用者 1,331 人となっております。27 年度場合は法適用、先ほど言いました 8,250 円の報酬を受けられるお子さんは 121 人という数字ですが、前年度はここが延べ 838 人おりました。単独というところが 1,210 人とあります。前年度は 337 人というかたちでここそれぞれ報酬単価の差額ということになりまして、使用料は減って逆にあゆみ園運営費というものの予算立てにつきましては、予算にかかる額は使用料と各町村の負担金で賄うという決まりになっています。歳出額から使用料を引いた残りをそれぞれの町村で按分し負担して頂くかたちになりますので、町としてお世話になっている 130 万円の一般財源はありますが、残りは使用料と負担金で賄っているということで、特に町の持ち出しが多くなるという性質のものではありません。</p>
7 番議員	<p>24 ページの家賃の未納の金額が約 220 万円ということで、回収見込みはどうなっているか教えてください。</p>
町民課長	<p>時効にすることなく継続的にお金を頂いている中で、不納欠損ということは当然考えておりません。回収見込みにつきましては担当の方で各個別に対応、折衝する中で、例えば年金だけの生活をされている方がおいでの場合は毎月家賃を支払うのが難しい、そういったケースの場合につきましては 2 カ月に 1 回、2 ヶ月分つまり年金支給月に 2 ヶ月分下さいとか、どうしても町の振替日が給料の支給日とかけ離れてい過ぎるというケースで残高不足というように見受けられる方については、「給料の支給日に引き落とすということですのでよろしいですか」というような話をしながらその成果としまして、この 27 年度に限って言いますと前年より滞納額が 80 万円ほど減ったということがありますので、引き続き利用者と相談しながらこの解消に努めてまいりたいと思っております。</p>
議 長	<p>1 4 款 国庫支出金のうち 1 項 国庫負担金 2 7 ページ</p>
10 番議員	<p>すみませんが、25 ページの方に戻して頂いて、温泉施設の利用料がここ何年か減ってきている中で上向きに変わったという点での考え方を伺いたしたいと思います。</p>
温 泉 専 門 幹	<p>やはり利用者が大幅に増えたということで使用料が上がっております。利用者が増えた割にはその分比例して増えていないというのは、ポイントカードを始めて無料の入浴が増えたりですとか、後は食事だけという入場のお客さんがかなり増えておまして、そういった入浴料を支払わないお客さんが増えていきますので、人数の割には増えていないのが現状でございます。</p>

10 番議員	施設利用の中で様々な工夫をされているという点で、全体的な伸びはという話がありましたが、まずは利用者の増ということでありますが、ポイントカードの話がありましたが、その他どんな取り組みがあったのか伺いたいと思います。																						
温泉 専門幹	まずは一番大きな要因は、やはりレストランの料理長もきちっとした料理長が入りまして、美味しい料理が提供できるようになったという評判で宴会がかなり増えております。町内にも競合する業者がいますのであまり大きな声では言いたくないのですが、そういった部分でレストラン利用者が増えている、それから昨年は「5回食べれば1,000円の食事券をプレゼントします」というイベントを季節ごとに行ったということで、そうした部分での伸びもございます。																						
議長	<table border="0"> <tr> <td>2 項 国庫補助金</td> <td>28 ページから 30 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>3 項 国庫委託金</td> <td>30 ページ下段から 31 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>15 款 県支出金のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 項 県負担金</td> <td>31 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>2 項 県補助金</td> <td>32 ページ上段から 34 ページ</td> </tr> <tr> <td>3 項 県委託金</td> <td>35 ページ</td> </tr> <tr> <td>16 款 財産収入</td> <td>36 ページ</td> </tr> <tr> <td>17 款 寄付金</td> <td>37 ページ</td> </tr> <tr> <td>18 款 繰入金</td> <td>38 ページから 39 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>19 款 繰越金</td> <td>39 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>20 款 諸収入</td> <td>40 ページから 42 ページ</td> </tr> </table>	2 項 国庫補助金	28 ページから 30 ページ上段	3 項 国庫委託金	30 ページ下段から 31 ページ上段	15 款 県支出金のうち		1 項 県負担金	31 ページ下段	2 項 県補助金	32 ページ上段から 34 ページ	3 項 県委託金	35 ページ	16 款 財産収入	36 ページ	17 款 寄付金	37 ページ	18 款 繰入金	38 ページから 39 ページ上段	19 款 繰越金	39 ページ下段	20 款 諸収入	40 ページから 42 ページ
2 項 国庫補助金	28 ページから 30 ページ上段																						
3 項 国庫委託金	30 ページ下段から 31 ページ上段																						
15 款 県支出金のうち																							
1 項 県負担金	31 ページ下段																						
2 項 県補助金	32 ページ上段から 34 ページ																						
3 項 県委託金	35 ページ																						
16 款 財産収入	36 ページ																						
17 款 寄付金	37 ページ																						
18 款 繰入金	38 ページから 39 ページ上段																						
19 款 繰越金	39 ページ下段																						
20 款 諸収入	40 ページから 42 ページ																						
10 番議員	41 ページの直売所収入であります、3,725,656 円ということで販売委託料として 3,539,524 円、直売所独自商品売上として 186,132 円という説明であります、もう少し細かく内容の説明をお願い致します。																						
産業建設 課長	独自売上というのはソフトクリームとかコーヒーですとか、そこで出している売上げは全部こちらで貰うというものになります。去年は 264 千円程で 27 年度は 186 千円で若干減になりましたが、上の方の販売手数料を頂いて売り上げる方が伸びたということになります。特に調査はしておりませんが、あそこで出して頂いて販売する量が増え、買って頂くお客さんも増えたということで考えております。																						
10 番議員	販売委託料ということで 18,500 千円ある訳ですが、この内の何%というかたちの数字というように理解していいのか。私が伺いたいのは前から言っているようにあそこは加工施設と販売部門がありまして、販売売上げの何%ということで、もしそれだけで終わっているとすれば、加工部門、他で作ったのを持ってきてあそこで売って手数料を払う人と、加																						

	工所の施設を使っているいろいろなものを作ってそれを売る場合に同じなのか、なんか違いはあるのかという点、それからあの施設で作ったものを直売所だけ売るのでなくて他でも売っているという話を聞きますが、そういった部分での行政としての対応はどのようにされているのかという点を伺いたいと思います。
産業建設課長	まず原則として販売手数料は20%ということで、これにつきましては加工所で作って直売所で売る場合もそうですし、農産物を持ってきて売る場合もそうですし、他で加工して売る場合も販売手数料として20%の販売手数料として頂いております。加工施設を使って外で売る場合ですが、あそこでみんな売ってもらえれば20%もらえますが、外で売る場合はすべて売り上げの5%、自己申告になります。手数料を頂いております。今後のことになりますが、直売所の会の皆さんと話をすることで平等性もありますので、しっかりとした条例上まではいかない分でも、1時間くらいという使用料をとっていく方がいいのではないかとということで、今検討しているところでございます。
10番議員	42ページのところで、産業建設課の関係でいつも聞きますが、電気自動車充電器維持支援金ということで去年より若干増えておりますが、その利用状況というのが非常に興味がある訳ですがわかるでしょうか。
温泉専門幹	今、何台という数字を調べてきませんでしたので、また委員会の時にご報告申し上げますが、結構の台数利用して頂いております。
議長	21款 町債 43ページから44ページ 【歳出】 1款 議会費 45ページから46ページ ここで午後1時まで休憩といたします。 (ときに11時52分)
議長	休憩前に引続き会議を始めます。なお、篠原憲雄議員より所用のため欠席との届けが出ておりますのでこれを許可しております。 (ときに13時00分)
議長	2款 総務費のうち 1項 総務管理費 47ページから58ページ
9番議員	52ページの15節の工事請負費ですが、防災行政無線の屋外子局の設置工事ということで宿渡に取り付けて頂きましたが、他の地域でも入りづらいとか聞きづらいとかそういった地域はないのかということと、子局に限らず家庭の防災無線の不具合はないかどうか、その辺をお願いします。
総務課長	防災無線の屋外子局でございますが、昨年は宿渡へ設置した、増設した

	<p>ということでございます。本年は本間川、小海高校付近へ予定してございます。今後の課題としまして集落移転のあった集落についてどうするのか、農地についての課題があるということでございます。それらを総合的に今後計画するのかどうなのかというのが判断の基準でございます。家庭の子機ですが設置後の不具合があるケースもございます。それは木が大きくなって電波がさえぎられるとか、住宅事情等によってということもありますし、アンテナの向きの調整でクリアできる部分もあるということで、委託先の業者にその都度ある程度まとめたかたちで調査し、その都度修正しているというのが実情でございます。</p>	
6 番議員	<p>企画費のところ、地域おこし協力隊も関係あるかと思いますが、地方創生のところで27年度の予算の目的について「定住町づくり推進事業については地方創生によりインターンシップ事業に取り組みます」とか、「小海町を活動の場として参加者に農業・林業・商業など様々な職を体験してもらい移住定住希望者への職の情報提供の他、労働の担い手、後継者不足といった地域課題の解決と交流から地域活性化を創生することを目的とする」と予算書の中にはこの様にうたわれてあった訳ですが、実際にこの1年間の予算執行の中で、当初の目的がどの様に達成されたのかあるいは達成されなかったのか、町の捉え方といいますか政策の効果をどのように捉えているかお聞きしたいと思います。</p>	
総務課長	<p>地方創生の先行型事業並びに上乘せ分ということで27年度事業を行ってまいりました。この中ではPR共々インターンシップ、実際に小海に来て頂いて職に就いて頂き、住み込んで頂いてそれで判断を頂くということを実施してまいりました。トータル的にはイメージアップも含めてですが、そういったことを全部行ってきた訳でございます。インターンシップにつきましては13名の参加者の内3名が小海町への移住に結び付いたということで、農業関係も含めてでございますが、実績が現れつつあるということでございます。大洗町との交流、観光PRも含めてそういったかたちで貸別荘を活用するとか、空き家を活用するとかそういった部分での影響も出たということでございまして、一定程度の成果は上がったと受け止めております。今後も引き続いて実施し良い流れを創ると捉えております。</p>	
議 長	<p>2項 徴税費</p> <p>3項 戸籍住民登録費</p> <p>4項 選挙費</p> <p>5項 統計調査費</p> <p>6項 監査費</p>	<p>59ページから60ページ</p> <p>61ページから62ページ</p> <p>63ページから65ページ</p> <p>66ページ</p> <p>67ページ</p>

	3款 民生費のうち 1項 社会福祉費	68ページから74ページ
10番議員	69ページの下のまとめの中に、タクシー利用助成事業のまとめがありますが、「実利用者数206名、件数が2,798枚と1件平均の利用額は1,180円でした」というまとめがありますが、実利用者数206名の地域別利用者の集計はないでしょうか。	
町民課長	今現状ではまとめてはございません。28年度当初予算編成時にある程度は途中の時期までですがまとめて、どうも近場の利用が多いということで、28年度当初予算で300円にしたいということをお願いした中で、少し時間を頂ければ出せると思いますので、予算決算委員会をお願い致します。	
議長	2項 児童福祉費 4款 衛生費のうち 1項 保健衛生費 2項 生活環境衛生費 5款 農林水産費のうち 1項 農業費 2項 林業費	75ページから81ページ 82ページから85ページ 86ページから91ページ 92ページから97ページ 98ページから100ページ
10番議員	決算と直接関係ありませんが行政としても考えるべきではないかと思えますのは、この27年度28年度町内での林業の事故というのが非常に目についたと、行政としての対応と言いますか、取組と言いますかそういった点で何か考えていくというようなことはこの経験からありますか。	
産業建設課長	特に事故等に関してこちらで調査したり、また対策としてやっていないのが現状でございます。検討してまいりたいと思います。	
議長	6款 商工費 7款 土木費のうち 1項 土木管理費 2項 道路橋梁費 3項 都市計画費 8款 消防費 9款 教育費のうち 1項 教育総務費 2項 小海小学校費 3項 社会教育費 4項 保健体育費 10款 災害復旧費	101ページから107ページ 108ページ 109ページから113ページ 114ページ 115ページから116ページ 117ページから119ページ 120ページから123ページ 124ページから134ページ 135ページから138ページ 139ページから140ページ

	<p>1 1 款 公債費 1 4 1 ページから 1 4 2 ページ</p> <p>1 2 款 予備費 1 4 3 ページ</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 4 0 ページ</p> <p>財産に関する調書のうち</p> <p>1、公有財産 4 1 ページから 4 8 ページ</p>
10 番議員	<p>ちょっと教えて頂きたいのですが、防火水槽はこういったところで調書になるのかならないのか、なっているとすれば何処になるのかを伺いたいと思います。</p>
総務課長	<p>防火水槽については財産に関する調書には登載していないという扱いで、過去からきているということでございます。建物に該当しないという理由かと思われまます。地下埋設物ということで町内何カ所にもあるというのは事実でございまして、消防団の方では消火栓と一緒に管理しているということでございますが、実情はそういった状況でございまして。</p>
11 番議員	<p>財産に関する調書とその後ろの方ですが、町としてはこの財産というものは大体でいいですがいくらになるかという計算はしたことはあるのですか。</p>
総務課長	<p>財産すべて山林・土地・建物等々でございます。これにつきましては現在新会計方式へ移行する準備が課題となっております。と言いますのはすべてを評価しろという意味でございまして。減価償却の概念を入れて企業会計並みの会計処理へもって行けというのが国の考え方でございまして、それがどういう効果をもつかというのはともかく、国はそういつているということでございまして、町の資産が例えば 100 億あるのか 200 億あるのかそれがどういう意味をもつのかというのは別勘定としまして、国ではそういった指導をしておりますので、29 年度以降の課題と受け止めております。</p>
11 番議員	<p>町自身のバランスシート、そういうものが作れるような状態にしていくと考えればよろしいですか。</p>
総務課長	<p>ご指摘のとおりでございまして、町でバランスシートを作れということで、それに基づいて総合的に財政状況、資産状況を判断して長期的な戦略を立てる、破綻を招かないようにとのことではございますが、中々行政財産をもってそれを評価する、例えば道路を評価する、尚且つ舗装を減価償却する、というような概念が当てはまるかどうかというのは、これは中々深い意味がある、町道全部を評価しろということでございまして、それらを含めて国ではそういつているということですので、やる時</p>

	期にはきているという認識でございます。
議 長	<p>2、物品 49ページ上段</p> <p>3、債権 49ページ中段</p> <p>4、基金 49ページ下段</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
10 番議員	<p>どういう事情かという点を伺いたいのですが、予算書で不用額が出てきたところから改めて伺いたいののは、教育費の中で26年度繰越し分、例えば123ページ不用額が2,003千円、それから125ページこれもあらかた繰越し分ではありますが不用額が1,244千円と、それから129ページで繰越し分ではありますが6,031千円という不用額がこの決算書で出ている訳です。どういう事情があつてこういう決算になるのかという点、繰越との関係もあるのかどうか分かりませんが、説明をお願いしたいと思います。</p>
教 育 長	<p>いくつかの項目で特に楽集館を中心として不用額が発生をしております。26年度事業の繰越しという中におきまして、実際に27年度に入札等おこなった結果、入札差金も含め差金が不用額になったということでございます。</p>
10 番議員	<p>繰越費なのかどうなのか分かりませんが、入札のこういった差金が決算書で不用額というかたちで出すというのが正しい取扱いなのか、制度的問題なのか、中間での補正での減額というのは制度的に難しいのか、というのが興味のあるところでもあります。例えば125ページの北牧楽集館の設計管理委託業務を見ますと、本体工事の委託期間が26年7月1日から27年5月25日までとなっている訳ではありますが、こういった委託期間などを見ても27年度中に十分補正の可能性はあつたのではないかと、繰越の場合にはそういったことが出来ないかと理解するしかないのか併せて伺いたと思います。</p>
教 育 長	<p>不用額の発生の原因につきましては、しっかりと精査をした見積もりに基づいた入札行為等によりまして、なるべくそういった差金が出ないようなかたちでの入札が好ましい訳でございますが、たまたま年度またぎの中でたくさんの工事を、予算内で適正な入札を行った結果差金が出たということでございます。これにつきましては繰越財源でございますので、年度が変わった中では補正等については出来ないということでございます。変更等があつた場合はこれを活用することができたと思っておりますが、とりあえずそういった状況ではなかったということです。そのまま財源につきましては繰越させて頂き、余剰財源として翌年度で精算をさせて頂いたということでございますのでよろしくお願い致します。</p>

議 長	これで質疑を終わりにします。
日程第 9 認定第 2 号	
議 長	<p>日程第 9、認定第 2 号</p> <p>「平成 27 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、各款ごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
	<p>【歳入】</p> <p>1 款 国民健康保険税、 1 ページから 2 ページ</p>
7 番議員	<p>毎年質問させて頂きましても、滞納繰越の収入未済額が 19,496 千円あって前年度より 19,489 千円ということで若干減ってはいるんですが大した減りではないんですが、この 19,496 千円が右の方に不納欠損で 102 千円、前年度は 630 千円欠損処理してあります。この未納額の 19,496 千円の中に、所在不明とか右の方へいくようなかたちがあるのかどうか伺います。</p>
町民課長	<p>一般会計の税の方で総務課長より答弁がございましたけれども、執行停止で 5 年というものについて順次不納欠損という流れがあるなかで、この国保の滞納 19,496 千円の中にも当然右側の不納欠損処理の理由にありますように、所在不明ですとか、死亡ですとか、相続放棄等で今後また同じように継続的に出てくるケースはございますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>2 款 使用料及び手数料 3 ページ</p> <p>3 款 国庫支出金 4 ページから 6 ページ</p> <p>4 款 県支出金 7 ページから 8 ページ</p> <p>5 款 療養給付費交付金 9 ページ</p> <p>6 款 共同事業交付金 10 ページ</p> <p>7 款 前期高齢者交付金 11 ページ</p> <p>8 款 財産収入 12 ページ</p> <p>9 款 繰入金 13 ページから 14 ページ</p>
9 番議員	<p>すみません、戻りますが、13 ページの脳ドックが 0 という数字ですが、何か理由とかどうして 0 なのかその辺分るようでしたらお願い致します。</p>
町民課長	<p>脳ドックにつきましても人間ドックにつきましても、いずれにしても領収書を持参しての窓口申請というかたちで、補助金をお支払していると</p>

	<p>ころでございます。けれども、年度内において人間ドックを行い更に脳ドックもオプションで行った場合については、脳ドックの分は出ないという補助制度となっております。従いまして人間ドックを優先されているのかなと受け取られますし、脳というものが毎年やらなくてもいいと聞いております。5年に1回程度であればというようなお話もございませので、数字的には毎年のことになりますけれども小さいということになります。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>10款 繰越金 15ページ 11款 諸収入 16ページ ここで2時20分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時58分)</p>
議長	<p>休憩前に引続き会議を始めます。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時20分)</p>
議長	<p>それでは歳出に入ります。</p> <p>【歳出】</p> <p>1款 総務費 17ページから19ページ 2款 保険給付費 20ページから29ページ</p>
7番議員	<p>一般療養給付費の今後についてを伺いますが、今年度、前年度対比が31,000千円程増えているということで、その中で特に入院で約10,000千円、調剤の方で14,000千円も前年度より増えているという内容であると思います。今後保険事業がどうなっていくのか中島課長に見通しをお聞かせ頂ければと思いますがよろしくお願い致します。</p>
町民課長	<p>まず決算の中で入院費の伸びが大きいというものにつきましては、何回かご説明しておりますが、脊柱管狭さく症といったような整形関係の病気ですとか、去年のケースで言いますと癌末期の方がおいでになられまして、入退院を繰り返していたといケースもございます。また異常分娩により医療費がかかってしまったというものがございます。それから調剤費につきましては、ここにも表現してございますが、C型肝炎特効薬ハーボニーという薬、それが月28日の3ヶ月分ということで、6,700千円という費用額になっております。その関係もあって27年度については伸びてしまったのかなと考えております。28年度の状況です。現段階で4ヶ月分の請求がきました。医療費の請求というのは2ヶ月遅れで来ますので、3月診療、4月診療、5月診療、6月診療が8月の中旬にきた中で、数字を見ますと前年同期に比しまして約10%、金額的には14,000千円だったと思いますが、数字は落ちております。このままそういった状態で8ヶ月続けばいい訳ですが、水物と言ったら大変失礼な言い方になりますが、読めないといったのが状況になっております。今年度になり</p>

	まして一つ喜ばしいこととしましては、ハーボニー1錠8万円の27年度決算ですが、28年度になりまして3割以上安くなりました。1錠54,800円ということになりまして、今年度になって2人の方が6ヶ月分利用された中でも、結局前年同期に比べると10%減ということになっておりますので、このまま推移してくれたらなと思っているところでございます。												
	<table border="0"> <tr> <td>3款 後期高齢者支援金等</td> <td>30ページから31ページ</td> </tr> <tr> <td>4款 前期高齢者納付金等</td> <td>32ページから33ページ</td> </tr> <tr> <td>5款 老人保健拠出金</td> <td>34ページ</td> </tr> <tr> <td>6款 介護納付金</td> <td>35ページ</td> </tr> <tr> <td>7款 共同事業拠出金</td> <td>36ページ</td> </tr> </table>	3款 後期高齢者支援金等	30ページから31ページ	4款 前期高齢者納付金等	32ページから33ページ	5款 老人保健拠出金	34ページ	6款 介護納付金	35ページ	7款 共同事業拠出金	36ページ		
3款 後期高齢者支援金等	30ページから31ページ												
4款 前期高齢者納付金等	32ページから33ページ												
5款 老人保健拠出金	34ページ												
6款 介護納付金	35ページ												
7款 共同事業拠出金	36ページ												
7番議員	下のところに説明書きがありますが共同事業拠出金、制度が若干変わったということで収入の方もそれなりに入ってきて、拠出金の方も前年度は65,000千円ぐらいだったのが147,000千円ということで、そういった解釈でいいのでしょうか。												
町民課長	歳出36ページの共同事業拠出金、歳入10ページの共同事業交付金と見比べて頂くと交付金の方が163,000千円というかたちで16,000千円程多く入っている、医療費が掛かっているということになりますけれど、この収入の方が多いということなので27年度決算においては医療費が高かった分こういったところでも反映されているということでございます。												
	<table border="0"> <tr> <td>8款 保健事業費</td> <td>37ページから38ページ</td> </tr> <tr> <td>9款 基金積立金</td> <td>39ページ</td> </tr> <tr> <td>10款 諸支出金</td> <td>40ページから41ページ</td> </tr> <tr> <td>11款 予備費</td> <td>42ページ</td> </tr> </table> <p>決算書に移ります。</p> <table border="0"> <tr> <td>実質収支に関する調書</td> <td>13ページ</td> </tr> <tr> <td>財産に関する調書</td> <td>14ページ</td> </tr> </table>	8款 保健事業費	37ページから38ページ	9款 基金積立金	39ページ	10款 諸支出金	40ページから41ページ	11款 予備費	42ページ	実質収支に関する調書	13ページ	財産に関する調書	14ページ
8款 保健事業費	37ページから38ページ												
9款 基金積立金	39ページ												
10款 諸支出金	40ページから41ページ												
11款 予備費	42ページ												
実質収支に関する調書	13ページ												
財産に関する調書	14ページ												
	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。												
	(質疑なし)												
議長	これで質疑を終わります。												
<u>日程第10 認定第3号</u>													
議長	<p>日程第10、認定第3号</p> <p>「平成27年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p>												

	<p>歳入歳出とも決算説明資料で、各款ごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>1 款 保険料 1 ページ上段</p> <p>2 款 使用料及び手数料 1 ページ下段から 2 ページ</p> <p>3 款 国庫支出金 3 ページから 4 ページ</p> <p>4 款 支払基金交付金 5 ページ</p> <p>5 款 県支出金 6 ページ</p> <p>6 款 サービス収入 7 ページ上段</p> <p>7 款 財産収入 7 ページ下段</p> <p>8 款 繰入金 8 ページから 10 ページ上段</p> <p>9 款 繰越金 10 ページ下段</p> <p>10 款 諸収入 11 ページ</p> <p>【歳出】</p> <p>1 款 総務費 12 ページ</p> <p>2 款 保険給付費 13 ページから 24 ページ</p> <p>3 款 地域支援事業費 25 ページから 30 ページ上段</p> <p>4 款 基金積立金 30 ページ下段</p> <p>5 款 諸支出金 31 ページ上段</p> <p>6 款 予備費 31 ページ下段</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 14 ページ</p> <p>財産に関する調書 15 ページ</p>
議長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第 11 認定第 4 号</u></p>	
議長	<p>日程第 11、認定第 4 号</p> <p>「平成 27 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料で、各款ごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p>

	1 款 後期高齢者医療保険料 1 ページ上段 2 款 使用料及び手数料 1 ページ下段 3 款 繰入金 2 ページ 4 款 繰越金 3 ページ上段 5 款 諸収入 3 ページ下段 【歳出】 1 款 総務費 4 ページ 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 5 ページ 4 款 予備費 6 ページ 決算書に移ります。 実質収支に関する調書 7 ページ
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 2 認定第 5 号</u>	
議 長	日程第 1 2、認定第 5 号 「平成 2 7 年度小海町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 歳入歳出とも決算説明資料で、各款ごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 1 款 分担金及び負担金 1 ページ 2 款 使用料および手数料 2 ページ 3 款 財産収入 3 ページ上段 4 款 繰入金 3 ページ下段から 4 ページ上段 5 款 繰越金 4 ページ下段 6 款 諸収入 5 ページ 【歳出】 1 款 農集排施設費 6 ページから 7 ページ 2 款 公債費 8 ページから 9 ページ 下水道債償還額及び年度末現在高の状況 1 0 ページ 決算書に移ります。 実質収支に関する調書 7 ページ 1. 公有財産・2. 基金 (松原処理区) 8 ページ

	〃 〃 (八那池処理区) 9ページ																																		
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)																																		
議長	これで質疑を終わります。																																		
日程第13 認定第6号																																			
議長	<p>日程第13、認定第6号 「平成27年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算書、及び附属書類で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【決算書】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 収益的収入及び支出</td> <td style="text-align: right;">1ページ</td> </tr> <tr> <td>(2) 資本的収入及び支出</td> <td style="text-align: right;">2ページ</td> </tr> <tr> <td> 損益計算書</td> <td style="text-align: right;">3ページ</td> </tr> <tr> <td> 剰余金計算書</td> <td style="text-align: right;">4ページ</td> </tr> <tr> <td> 剰余金処分計算書</td> <td style="text-align: right;">5ページ</td> </tr> <tr> <td> 貸借対照表</td> <td style="text-align: right;">6ページ</td> </tr> </table> <p>【決算附属書類】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 概況</td> <td style="text-align: right;">7ページ上段</td> </tr> <tr> <td>2 工事</td> <td style="text-align: right;">7ページ下段から9ページ</td> </tr> <tr> <td>3 業務</td> <td style="text-align: right;">10ページ上段</td> </tr> <tr> <td>4 会計</td> <td style="text-align: right;">10ページ下段</td> </tr> </table> <p>平成27年度小海町水道事業会計収益費用明細書</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"> 収益の部</td> <td style="text-align: right;">11ページから12ページ</td> </tr> <tr> <td> 費用の部</td> <td style="text-align: right;">13ページから15ページ</td> </tr> </table> <p>平成27年度小海町水道事業会計資本的収入支出明細書</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"> 資本的収入</td> <td style="text-align: right;">16ページ</td> </tr> <tr> <td> 資本的支出</td> <td style="text-align: right;">17ページから18ページ</td> </tr> <tr> <td> 収益的支出</td> <td style="text-align: right;">19ページから20ページ上段</td> </tr> </table> <p>未収金内訳, 前払費用内訳, 未払金内訳 20ページ下段から22ページ</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"> 固定資産明細書</td> <td style="text-align: right;">23ページ</td> </tr> <tr> <td> 企業債償還額一覧表</td> <td style="text-align: right;">24ページ</td> </tr> </table> <p>水道料金及び使用水量年度別推移 25ページ</p>	(1) 収益的収入及び支出	1ページ	(2) 資本的収入及び支出	2ページ	損益計算書	3ページ	剰余金計算書	4ページ	剰余金処分計算書	5ページ	貸借対照表	6ページ	1 概況	7ページ上段	2 工事	7ページ下段から9ページ	3 業務	10ページ上段	4 会計	10ページ下段	収益の部	11ページから12ページ	費用の部	13ページから15ページ	資本的収入	16ページ	資本的支出	17ページから18ページ	収益的支出	19ページから20ページ上段	固定資産明細書	23ページ	企業債償還額一覧表	24ページ
(1) 収益的収入及び支出	1ページ																																		
(2) 資本的収入及び支出	2ページ																																		
損益計算書	3ページ																																		
剰余金計算書	4ページ																																		
剰余金処分計算書	5ページ																																		
貸借対照表	6ページ																																		
1 概況	7ページ上段																																		
2 工事	7ページ下段から9ページ																																		
3 業務	10ページ上段																																		
4 会計	10ページ下段																																		
収益の部	11ページから12ページ																																		
費用の部	13ページから15ページ																																		
資本的収入	16ページ																																		
資本的支出	17ページから18ページ																																		
収益的支出	19ページから20ページ上段																																		
固定資産明細書	23ページ																																		
企業債償還額一覧表	24ページ																																		

	26年度と27年度の水道料金月別比較 26ページ 小海町水道事業予定キャッシュフロー計算書 27ページ
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)
議長	説明が終わりました。
<u>日程第14 「陳情・請願等」</u>	
議長	日程第14、請願第2号を議題といたします。 今定例会で受理した請願はお手元に配布したとおりであります。請願書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。請願について 補足説明並びに質疑のある方は挙手をお願いします。 (補足説明・質疑)
議長	補足説明なしと認めます。
<u>○【質疑終了】</u>	
議長	以上を持ちまして、議案、認定、請願に対する質疑を終結いたします。
<u>○【常任委員会付託】</u>	
議長	本日議題としてまいりました第35号から第41号、認定第1号から 第6号及び請願第2号は、会議規則第39条の規定により、お配りした 議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いま すが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご 審議の程をお願いいたします。
<u>○ 散 会</u>	
議長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。一般質問は9月5日、月 曜日午前10時から行います。これにて本日は、散会といたします。 ご苦労様でした。 (ときに15時14分)